

2019 年度 研究職（技術研究調査官）採用試験【論文試験】

設問 1	<p>「原子力規制庁は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、独立した公的規制機関として設置されている。全職員の 2 割弱を占める研究職は、原子力施設に関する安全研究を通じて、研究成果から規制基準等の改正や最新知見の収集を行っているが、自身の専門性を踏まえて、原子力規制庁の研究職としてどのような貢献ができるか、また、どのようなことがしたいかについて、具体的に述べよ。」</p>
------	---

設問 2	<p>「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓と反省を踏まえると、リスクコミュニケーションという考え方は、非常に重要である。</p> <p>リスクコミュニケーションとは、『原子力発電の安全性向上対策を継続的に実施し、福島第一原子力発電所の事故のような過酷事故を発生させない対策を徹底的に強化するとともに、原子力発電のリスクを十分認識して、ステークホルダーとリスク認識を共有する。また、さらなる安全性向上のために、ステークホルダーからの情報をリスクマネジメントに反映し、相互の信頼性を高める』ことと定義した場合、原子力規制庁が取り組むべき具体的な対策について述べよ。」</p>
------	---